

令和5年度 中村中学校 「生活規律」

基本 中学生らしく、きちんとした服装や態度で生活しよう

1. 服装規定

		夏 期	冬 期
男 子	上	白カッターシャツの長袖または半袖で襟に校章の刺しゅうの入ったもの。	黒の学生服で襟に校章バッジまたは刺しゅうの入ったもの。学生服の下は白のカッターシャツとする。
	下	黒の学生ズボンで校章刺しゅうの入ったもの。	左に同じ。
女 子	上	男子に同じ。	紺のセーラー服で白線が交差し、胸あてに校章刺しゅうの入ったもの。 白スカーフ、スカートは夏に同じ。
	下	紺のヒダスカート。 (24～28までのひだ数)	

※夏服・冬服への切り替えについては、それぞれの季節の気候に応じて移行期間を設定します。

■注意事項

【男子制服】

- 上下ともに「日本被服工業連盟」の標準学生服とする。(日被連マークつき)
- ベルトは黒。
- 厳寒期(12月～3月頃)はカッターシャツの上にトレーナーを着てもよいが、色は白・黒・紺・茶・グレーとする。パーカー(フード付き)は禁止。
- 夏のカッターシャツ着用時の下着は白。(下着を白いTシャツ等にした場合、左胸に小さいワンポイントまで可)

【女子制服】

- スカートの長さは膝にかかる程度とする。
- 冬服に移行した日から、セーラー服の上に指定ジャージ上着、カーディガン・V字のセーター(色は濃紺又は黒。無地でポイントのないもの。)を着て登校しても良い。また、厳寒期(12月～3月頃)に限り、校内でセーラー服の上に上記のカーディガン・V字のセーターの着用を認める。
- 女子のセーラー服の下の下着の色は白・黒・紺・グレー・ベージュとする。
- 厳寒期におけるストッキングの着用は認める。ただし、色はベージュ(肌色)、黒に限る。また、厚手のもので、80デニール以上が望ましい。
- 夏のカッターシャツ着用時の下着の色は白とする。

(1) 登下校時の服装(制服登校が原則)

- 朝練習のある部活動は、朝練習の練習着での登校を認める。
- 夕練習の練習着で下校してもかまわない。
- **ジャージ登校:** 学校が指定する日はジャージによる登校をすることがあります。(遠足、クラスマッチ、ワックス清掃、総合的な学習での野外活動 他 など)

(2) 靴下・靴

- 靴下の色は白。(ツーライン、ツーポイントまでとする。)
- 下履き(通学と体育時)は白の運動靴(靴ひもも白、×中敷きも白→○中敷きの色は自由)とする。部活動で使用する白の運動靴も許可をする場合もある。
- 上履きは学校指定。学年別のラインの色。

※令和5年度は、**1年生(青色) 2年生(赤色) 3年生(黄色)**

(3) 体育時の服装 《年間を通して》

- 男女とも校章入りの半袖運動シャツとクォーターパンツ(紺色)。
なお、購入の場合は取扱店にて刺しゅうで名前を入れてもらうこと。

- 半袖運動シャツの裾は、クォーターパンツの外へ出さないこと。
- 水着は、紺色のものとする。(購入については、5月頃体育部より詳しい説明あり)

(4) 防寒着 登校してから速やかに脱ぎ、帰りの会が終わるまで着ない。

- マフラーは華美でないものとし、長さは普通寸法とする。
- **ウインドブレーカー等は華美でないものとし、登下校のみ着用とする。**
パーカー(フード付き、スウェット生地)は禁止。

2. 頭 髪

- 男女ともに中学生らしい頭髪とする。
- 男子 後ろ髪は肩にかからず、前髪は眉が見える程度の長さとする。
- 女子 後ろ髪は結んだ状態でスカートのウエストまでとし、前髪は目にかからない程度とする。脇まできたら結ぶようにし、結び方は特異なものでないものとする。ピン・ゴムは黒、紺、茶色の飾りのないもののみ許可する。
『禁止すること』・・・整髪料の使用、パーマ、脱染色、特異な髪型、リボンの使用。

3. 雨具 雨具・カッパ・雨靴は特に指定しない。

4. 通学用カバン

- 学校指定の背カバンを使用する。
- 各部活ごとに指定したバック等も使用できる。

5. 自転車通学

- 自転車には学校登録のステッカーを購入し、所定の位置に貼る。(卒業時には取る)
- 登下校の時は自転車用ヘルメットを着用し、自転車は所定の場所に整頓して置くこと。
- 自転車にはカゴと泥よけを付ける。マウンテンバイクや競技用自転車などの高価なものは原則として禁止する。
- 交通ルールを正しく守り、事故のないように心がける。

6. その他

- 学習に不要なものは持参しない。
- 持ち物には記名する。
- 化粧品は一切使用しない。ピアス等も不可。
- 腕時計や携帯電話は持ってこない。ただし、携帯電話については、保護者から申請書が提出され、学校がやむをえないと認めた者のみ持参を許可するが、登校後すみやかに職員室に預ける。※校内では使用しない。
- 下校時間までの間の校外への外出は許可しない。
- 部活動及び先生からの指示で残る以外の生徒は、一般下校時間を越えて学校に残らない
- いったん下校して登校する必要がある場合にも、制服または指定のジャージで登校する。(私服での登校は許可しない)
- お弁当の日等に、弁当を購入しなければならないときは、朝の登校時に購入する。
(本人が校外に購入のために出ることは許可しない)

7. その他(校外生活について)

- 夜遊びは禁止。(深夜徘徊は補導対象となります。また、中学生が午後10時から翌日午前4時の間に外出することは条例で禁止されています。)
- 外泊は学校として認めていません。(保護者同伴の場合のみ許可)
- 法律にふれるような行為を起こさない、また、かかわらないようにする。
- カラオケボックスやゲームセンターへの出入りは、保護者がいない場合は禁止。